

令和 3 年度第 3 回久喜市介護保険運営協議会会議録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○司会 皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和 3 年度第 3 回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます、介護保険課長の矢作と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日も、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら会議を開催してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、会長からご挨拶を賜りたいと存じますどうぞよろしくお願いいたします。

○会長 《会長 挨拶》

○司会 ありがとうございます。それでは、会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。本日は、新井委員、渋谷委員、車塚委員、増田委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員は 16 人で、定数 20 人の過半数に達しておりますことから、本協議会は、久喜市介護保険条例第 15 条第 2 項の規定により成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に、傍聴者数でございますが、現在はおりません。

続きまして、本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料が 9 点ございます。まずは、次第、別紙「資料の概要について」、資料 1-1 から資料 1-5、資料 2 「業務委託契約事業者一覧」、資料 3 「承認事項の取り扱いについて」、資料 4 「業務委託契約（予定）事業者一覧」、資料 5 「看多機の進捗状況」、資料 6 「令和 4 年度介護保険特会の概要」、資料 7 「令和 4 年度の議事」、そして机の上には「わたしたちの介護保険」こちらの冊子を配布させていただいております。資料の方はございますか。はい、ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び、会議録の作成等についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し、公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め、全文記録方式で、会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解いただきたいと存じます。

それでは、これより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第 15 条第 1 項の規定により、会長が議長となり、議事を進めさせていただきたいと存じます。秋本会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本日の議事は、承認が必要な案件が 4 件、報告が 2 件ございます。

まず、本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名させていただきます。前回に引き続きまして名簿の順で、まず小室委員。

○小室委員 はい。

○議長 お願いします。次に本田委員。

- 本田委員 はい。
- 議長 お二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 《小室委員・本田委員 了承》
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは本日の議題に移りたいと思います。議事1、地域密着型サービス事業所の指定について、事務局からの説明をお願いします。
- 平川補佐 はい。介護保険課の平川です。よろしくお願ひいたします。それでは、議事1、地域密着型サービス事業所の指定につきましてご説明させていただきます。
- 《資料1-1から資料1-5に基づき説明》
- 議長 はい、ありがとうございました。ただいま、地域密着型サービス事業所の指定について資料1の説明がございましたが、何かご質問等はございますか。あるいはご意見ございますか。はいどうぞ。
- 茨木委員 先ほどのご説明の内容について、ちょっと違うのですけれども、参考までに教えていただけたらと思ひまして。先ほどご説明がありましたように、いわゆる疫病が流行っているということで、こちらの利用施設で、クラスターが発生したということの事例というのは、あるかどうかというのが1点ですね。もう1点は、実際5つの施設に勤務されている職員の人数を参考までに教えていただきたいのですが。
- 議長 はい、2点でございますね。クラスターと働いている職員の人数の関係、事務局の方でわかりますでしょうか。ちょっと時間を置いた方がいいですか。ちょっとお時間をいただいて、他の質問の間に調べていただきたいと思います。わかった段階で挙手をお願いします。それでは他に質問、あるいはご意見がござひますか。
- 小山委員 この5つの事業所の中で、運営基準で地域との連携等、運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催しているかという内容について、このコロナの感染のために資料を送付して情報提供しているということなのですか。それは会議としてみなしていいかどうかというところが、1点疑問があります。概ね6ヶ月に1回ですから、少しコロナが下火になった時期もあったので、タイミングとして会議が全く、開かれないう状況ではなかったのではないかなと思ひのですが、その辺、ご回答願ひます。もう一つは、この運営会議というのはどういふ方がメンバーとしていらっしやれるのかというところがあります
- 議長 2点でございますね。はい。それでは小山委員さんの質問に対する回答を事務局願ひします。
- 平川補佐 まず運営推進会議の文書等でのやりとりなのですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、厚生労働省の方から、そのような措置をとってもいいということで通知をいただいております。メンバーについては確認してお答えします。
- 議長 はい。これについても事務局で今答弁調整しますので、3人目の広瀬委員さん。先ほど挙手いたしましたが、よろしいですか。
- 廣瀬委員 小山委員さんと内容がかぶる部分があるのですが、その運営推進会議を文章でというのが私もちょっと疑問があったものですから。決まった形の文章形式があつてそれについて、例えば、回答を書いて送るというようなことなのではないでしょうか。そのことがちよつ

と、疑問に思いましたので。

○議長 今の質問も小山委員さんと同じく運営推進会議についてですね。その辺も含めて答弁大丈夫でしょうか。もう少し時間をといることですので、その他の質問等、委員の皆さんございますか。回答がまだないので、承認どうするかについては先送りして、先に進めましょうか。事務局そういうことでいいですか。

○事務局 はい、よろしく申し上げます。

○議長 これについての承認は説明があった後で、承認するかしないか、1件1件皆さんのご判断をいただきたいと思います。それでは先に進めたいと思います。

続きまして、それでは議事の(2)でございます。令和3年度介護予防支援業務委託事業者についてに移ります。事務局長の説明をお願いします。

○小森谷補佐 高齢者福祉課の小森谷と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、令和3年度介護予防支援業務委託事業者についてご説明させていただきます。

《資料2に基づき説明》

○議長 はいありがとうございます。ただいま議事について事務局の方から説明がございました。何かご質問あるいはご意見ある方、挙手の上、よろしくお願いいいたします。はい、どうぞ。

○茨木委員 一つお聞きしたい点がございまして、この2つの事業所については、その契約する条件というか、そういうものが、こちら側にあってそれを満たしているから契約しましょうということになると思うのですが、その条件というか規約を満たしているというその条件って何なのでしょう。ちょっとうまく説明できないのですが。

○議長 はい、事務局よろしいでしょうか。

○小森谷補佐 はい。お時間をいただいて申し訳ありません。条件というか、まずはこちらの方で、契約を締結する際に、その当該契約を結ぶ先の居宅介護支援事業所の指定の状況ですとか、あとは運営規定ですとか、介護支援専門員の資格状況等を確認させていただいて、もともと居宅介護支援事業所として、運営をしているところでございますので、適切に委託ができるかという状況を確認させていただいて、契約を締結させていただいているような状況でございます。

○議長 茨木委員さんよろしいですか。

○茨木委員 この二つの事業所というのは契約に至るまでの、何て言うのですかね、実績をお持ちの事業所なのですか。全く、新規から契約に入っているのか。そのところをちょっと教えていただけたらと。

○議長 お願いします。

○小森谷補佐 はい。まず6番の居宅介護支援事業所すずのきにつきましては、今回の栗橋地域包括支援センターの方で新たに契約を締結しているところでございますけども、他の市内5つの包括のうちですね、久喜中央、久喜東、菖蒲、鷺宮とすでもう4つ契約を結んでいるような事業所に、今回新たに栗橋が加わるというような流れになっておりまして、実績等もあるような状況でございます。3ページの41番のあずみ苑南桜井につきましては、久喜市内の地域包括支援センターで契約を結んでいる実績はないのですが、こちらは

春日部市の施設にお住まいの方が、介護サービスを利用したいという依頼を受けまして、その方の住所がまだ久喜市にあるものですから、栗橋地域包括支援センターがマネジメントすると、そういう状態でございまして、春日部市のほうで少し距離が離れているので、今回当該事業所に委託をしたというところでございます。

○議長 茨木委員さんよろしいですか、ただいまの説明で。はい、ありがとうございます。議事の2でございますが、それ以外に質問、ご意見はございますか。はい。高田委員さん。

○高田委員 この介護予防支援業務ということについてですね、予算規模というのを教えていただきたいのですが。令和4年の会計予算がありますよね。A3判の大きいやつですけど、ここにある歳出のですね、保険給付費2の介護予防サービス等諸費、あとですね、3番の地域支援事業費の中にですね、介護予防・生活支援サービス事業費があるのですが、こういう経費と、100%じゃないにしても、大体符合しているのですか。予算規模が知りたいということで、確認します。

○議長 はい。答弁をお願いします。事務局時間かかりますか。今数字を出すそうですから、高田委員さんへの答弁はちょっとお待ちいただいて、他にございますか。特に他には議事(2)についてはないということですが、お答えがないということで、承認するかどうかとも先送りでもよろしいですか。数字が出た段階でまたお願いいたします。それではとりあえず先へ進めましょう。

それでは、次に移ります。議事の(3)運営協議会に諮る承認事項の取り扱いについてに移ります。事務局の説明をお願いします。

○矢作課長 はい。それでは議事の3番につきまして、ご説明をさせていただきます。

《資料3に基づき説明》

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、これにつきまして、何かご質問或いはご意見等がございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。はい、宮澤委員さんどうぞ。

○宮澤委員 ただいまの説明の中で、その地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託契約する、この委託契約ってというのは、条例で定めているということなのですが、単年度の契約なのですか、まずそこ確認したいのですけど。

○議長 事務局お願いします。

○小森谷補佐 はい。居宅介護支援事業所との契約につきましては、4月1日から3月31日まで1年間の契約を締結させていただいております。年度途中で生じた場合は、年度途中の日から3月31日までを契約期間とさせていただいております。

○議長 どうぞ。

○宮澤委員 はい。それというのは条例で定めているのですか。定めはどこにあるのですか。年度契約というか、先ほどの予算との絡みがあると思うのですけども、地域包括センターの方で、その予算は持っているのですか。委託するにはそれなりのお金がかかりますよね。契約するわけですから、その予算というのは年度予算の中で組み込んでやっているのですかね。

○議長 はいどうぞ。

○小森谷補佐 はい。先ほどのご質問をいただいたものと合わせてお答えさせていただきます。

○議長 先ほどの高田委員への回答は出ましたか。じゃあ一緒にどうぞ。まず宮澤委員さんの方から先に、そのあと高田委員さんのお答えをお願いします。

○小森谷補佐 はい。そうしましたら、まず契約の関係ですけれども、やはりその予算の関係がございまして、予算の方は、先ほどご質問いただいたものとちょっとリンクしているところがありますので、お答えさせていただきます。まず介護予防支援の関係につきましては、先ほどの横長の表の歳出の方の、2款の保険給付費、2項の介護サービス、介護予防サービス等諸費という中に、介護予防サービス計画給付費というお金を持ってございまして、令和4年度の予算につきましては、2,451万7,000円ほど計上させていただいているところがございます。合わせて、当市で行っています総合事業の関係になるのですけれども、3款の地域支援事業費の中の2項介護予防日常生活支援総合事業費の、一目介護予防生活支援サービス事業費の中にですね、介護予防ケアマネジメント事業費負担金という予算を持っておりまして、そちらが令和4年度につきましては、2,067万5,000円を計上させていただいております。こちらのケアマネジメントに係る費用を市のほうで計上させていただいておりますので、こちらのお金を国保連合会を經由して支払うような形になってございます。

○議長 高田委員さん、予算額についてはその数字でよろしいですか。

○高田委員 今日、資料6でお示しいただいている、これ特別予算って書いていますので、これとは違うというのは分かったのですが、皆目内容がですね、非常に複雑でよく見えないものですから、非常に素人というか、全く分からないところから聞いているというのがあるので申し訳ないのですが。一体審議している内容がですね、予算的に幾らぐらいのものかというのが全然把握できなくて。例えば今回の介護予防支援業務、その前の委託業務、これって、各業務委託事業者に対して幾らぐらい払われているのかというのを、示すことってできないのですかね。今のお話ですと、この介護予防でトータル4,000万円のお金がかかっているのですよね。これについてね、介護予防というのが具体的にどういうことをされているのかよく分からないんですけども。実際にですね、介護施設はありますよね、デイサービスもしくは、共同生活住居とという、要は一緒に住んでいるというね。この辺のところは人数で幾らかとの、多分相当な金額が必要なのだろうというのは分かるのですが、この介護予防というのは具体的にどういうことをされてね、これだけの数の事業所に、4,000万円をみているのかよく分からなくて、繰り返しになりますけどね。こういったものについて、契約金額とか、年間の金額の開示をするということではできないのですかというのが一つ。事業所ごとにですね。一体幾らのものを、私たちは審議して承認をしようとしているのか。まずそれが、1点ですね。介護予防というのは具体的にどういう業務なのか、何かもう一つ掴めないんですけど、それについて何か記載したものがあのですか。具体的にどういうことをお願いしているのだというのが。

○議長 これは整理しますね。高田委員さん2点ですね。そうすると、介護予防業務とは一言で言うと何をやるのかと、こういうことですね。中身を一般の人にも分かりやすく説明し

てもらいたいと、一言で言うと介護予防業務って何なのですかと、これが分かればよろしいですね1点は。もう1点はこの資料2にあった介護予防支援業務委託だから、委託費が出ていると思うのですが、この委託費総額がわかればよろしいですか。1番から55までの総額が、事業所ごとに委託契約を結んでいるわけですね。

○高田委員 総額は、先ほどお話を4,000万円ということだったのですが。

○議長 はい。

○高田委員 二つの業務を合わせて4,000万。それは分かっているのですが、各々の事業所に一体幾らぐらいの予算が。

○議長 全部で50事業所ありますけども、50事業所ごとの委託契約費を50施設ごとに数字を教えて欲しいと、こういうことになるわけですか。

○高田委員 そうですね。

○議長 それは、事務局が50事業所を説明すると時間を要しますから、それは後で送るというのもよろしいですか。事業所ごとの契約額は予算額が幾らとか、あるいは決算額が幾らとか。そういうのもよろしいのですか。

○高田委員 わかれば結構です。

○議長 事務局どうですか。どうぞ。

○小森谷補佐 はい。まずですね、この委託内容がどういうものかということでございますけども、お手元にある、「私たちの介護保険」のパンフレットをまずご覧いただきたいなと思います。8ページをお開きいただきたいのですが、8ページの中ほどにですね、ケアプランを作成するというところで、介護予防支援という記載があります。こちらは地域包括支援センターの職員等が介護予防ケアプランを作成する他、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援するものです。この介護予防支援というものと、あとは、少し飛んでですね、21ページをお開きいただきたいのですが、21ページの上段に介護予防ケアマネジメントというものがございまして、地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決めケアプランを作成します。この二つの項目におきまして、ケアマネジャーが行うケアマネジメントに対するもの、居宅介護支援事業者のほうに委託をするというような内容でございます。あと委託の金額ですが、各事業所に幾らというのではなくてですね、関わるその利用者さんに対するプランを作成する料金としてお支払いをしているような状況でございますので、ひと月当たりですね、4,563円で初回に携わる場合は初回加算というものがつきまして、そちらが3,126円。という内容になっております。それが1月毎に関わった分だけ、こちらの方から国保連を通して支払いをするというような内容になってございます。

○議長 高田委員さんわかりました。

○高田委員 分かりませんが、ちょっとパンフレットの内容を確認させていただきます。

○議長 やっぱ一般の方ですと私も高田さんと同じで、例えば介護予防ケアプランって聞いただけでわかる人は、普通の人はまずいないですね。やっぱり身内が何かその介護サービスを受けてないと。介護予防ケアプランを答えてくださいと言って、久喜の駅前でアンケートをとって、100人中100人誰も答えられないと思うのですよ、関係者以外は。だから

この介護予防ケアプラン、まずこの言葉から入っていかないと、一般の方には分からないと思うのですよね。この活字だけ読み上げても、どうやってこのような理解をしたらいいか難しいところなのですけれど、事務局で何かいい資料があったら、公募の委員の方に特にお渡しして、何か理解を深めていただけるような措置があればいいかなと思いますので事務局の方でその辺をよろしくお願いします。それから予算の方は1件いくらという形でよろしいですか、総額じゃなくて。高田委員さんがおそらく知りたいのは、50事業者の年間の決算ベースの金額のことじゃないですか、この位予算を使っているよと。

○高田委員 何か負担金が出ていたので、どういうふうに、月ごとの負担金でそれをどういうふうに計算して、最終的な金額が4,000万になるのか。その辺も含めて、計画書があるみたいでしたらその計画書を作成するとお金がいただけるようなのですけども、何がどういふふうに進んでいるのかちょっとそれが全然、仕事の内容と金額等がリンクしないということですね。

○議長 介護予防支援業務自体がよく見えてこないとお金がどう流れるか見えないですよ。だからこれはやっぱり、ある程度ここで、口頭で説明をいただいてもなかなか理解するのが大変なので、事務局の方で何か特に公募の委員さん方に、わかりやすい資料があったらお配りして、委員さん方もちょっと読んできていただくと。こういうふうに進んでいただけるとまた次回以降もありますので、今日が最後ではないので、より実のある議論ができるかと思うのでそういう形で今日はよろしいですか。資料を提供していただくと、いいものがあつたらわかりやすいのがあつたら。

○高田委員 お願いをするとしたらですね、具体的にどういうものが文書で作られて、ケアプランとかということですから、個別にやっているのかそれとも一般的な内容なのか。そういうのをですね、情報公開の難しいところがあるかもしれませんが、わかるような形でコピーでも見せていただけるとね。何を委託してどういうものが出てきているのかアウトプットが何なのか、そのアウトプットをどういうふうに計算するとさっきおっしゃったような4,000万とかなるのかというのを、素人にわかるように、開示していただくとありがたいと思います。以上です。

○議長 こういう事業で、単価が幾らになって、このケアプラン作ったら1件幾らですよ。介護サービスを受けるとすぐによくわかるのですけれども、経験しないと全くわからないと思います。ですからそういう何かわかりやすい資料を、後日郵送でもご持参でも結構ですので、委員さんの皆さんにですねお配りいただければと思います。そうしないとなかなか議論も深まらないと思いますので。それではこの説明は高田委員さんよろしいですかそういうやり方で。

○高田委員 はい。

○議長 それから先ほどの小山委員さんと廣瀬委員さんに対してお答えはできましたか。先ほどお時間くださいということで調整していましたが。答弁できますか。では、小山委員さんと廣瀬委員さんの質問あわせて回答をお願いします。

○平川補佐 それでは議事1のですね、地域密着型サービス事業所のご質問の関係でございます。まず、事業所の方で、新型コロナウイルス感染症の関係でクラスターが発生している

かどうか、というお話でございますが、現時点においては、特に県の方から発生しているというような報告はございません。

次に、事業者ごとの職員数でございます。まず第1に、吉羽デイサービスセンター縁でございますが、8名でございます。次に、デイルームはばたきでございます。そちらが5名でございます。次にグループホームきらら、こちらは21名でございます。次に、グループホームこころ、こちらが13名です。最後に、栗橋グループホーム翔裕園が17名となっております。

次に、運営推進会議の関係です。先ほど開催文書通知でいいのかというお話があったと思います。私の方から、厚労省から通知が出てますので、という話をさせていただいたのですが、もう少し細かくお話しさせていただきますと、厚労省の通知で、運営推進会議の開催については、新型コロナウイルスの関係があるので、柔軟な取り扱いを可能にしているですよ、というような通知がありました。それを受けまして、保険者である久喜市で、文書等の送付、対面によらないやり方で開催をしてもいいですよ、というようなことを決めさせていただいております。

次に運営推進会議のメンバーでございますが、会議のメンバーとして想定されている方なのですけれども、まずは、利用者の家族、それから民生委員や区長等の地域の代表者、それから地域包括支援センターの職員、もしくは市役所の職員、こちらが想定されるメンバーです。

最後に回答の関係ですね、先ほど運営推進会議は文書でやってもいいよと市のほうで決めたと説明させていただいたのですけれども、そこで文書等でやりとりしたときに、意見とか質問があった場合には、全員へ必ず回答しなさいということで、市のほうで決めさせていただいておりますので、文書等での回答があります。以上でご質問については全部お答えさせていただいたと思います。

○議長 はい、ありがとうございます。小山委員さん、廣瀬委員さんよろしいですかそういうお答えで。この際なんかありますか。はいどうぞ。

○小山委員 質問の中に、全く会議を開催するということが、状況としては、本当に難しかったのだろうかという疑問だったのです。なぜならば、この1年間の中で、全く会議が開催不可能という状況ではなかった中で、あらかじめ市がそういう文書のやりとりでいいという形を、もう出されてしまったのは、厚労省からの通知があったからだということだったのですが、そういう方法をとってもいいのだけれども、でも会議を開催する状況が本当に全くなかったのかどうかというところを質問させていただきたかったのです。

○議長 それについてのお答え、事務局何かありますか。

○平川補佐 はい。まずそもそもその通知でやりとりしても良いですよというような話になったときの経緯なのですけれども、当時はそのグループホーム等で、面会を拒絶というか、そもそも人と会えるような状況でなかったというのがあります。委員さんおっしゃるように、その後、緩まってきて、会議を開催できなかったというお話もあるのですが、それぞれの事業所の方で、まずは判断していただいているところはあるのですけれども、オンライン等で開催しているところもございまして、一概に実施してないというわけではないで

す。

○議長 ということなのですが、さらに何かありますか。

○小山委員 わかりました。今オンラインで会議はしているところはあるところですので、私は最初の情報では、全く何か文章でやりとりをしているというふうに説明を受けておりましたので、オンラインという方法をとられているということでは理解をいたしました。

○議長 よろしいですね。はいありがとうございます。それでは戻りまして、承認事項になりますので、議事の（１）を１件ずつ皆様のご承認をいただきたいと思います。

初めに、１の吉羽デイサービスセンター縁について、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はいありがとうございます。次に、２のグループホームきららぬくもりの家について承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はいありがとうございます。次に３のデイルームはばたきについて、承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。ありがとうございます。次に、４のグループホームこころについて、承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。最後に栗橋グループホーム翔裕園について承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。５件全部承認ということでございます。ありがとうございます。

それから次の議事の２でございますが、これについても本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。それからさっき宮澤委員さん、質問が途切れちゃいましたが、あの答弁でよろしいですか。はいどうぞ。

○宮澤委員 はい。そもそも論で申し訳ないのですが、令和３年度までは、事後承認でやっていたと。ところが令和４年度からは、事業予定者として、事前承認をしておく、ということに変えたいと。そのそもその理由は何なのでしょう。要するに、条例が議を経ることになっているからだ、ということですか。それによる不都合とかなんかは生じないのですか。別に事業予定者として事前承認をしなくても、ちゃんと高齢者福祉課さんのほうで適正であるというのを確認し、事後なのだろうが、承認行為なのだから私はいいい思っているのですが、その理由が私ちょっといまいち理解できないなと思うので、そもそも変えなくてはならない理由は、それだけなのでしょうかね。そういうことの確認です。

○議長 はい。事務局お願いいたします。

○矢作課長 はい、ありがとうございます。今の議事3番でよろしいでしょうか。議事3番で、2つございましたが、1つは地域密着型の市外の指定でございますけれども、おっしゃいますように、本来はまず承認をいただくにあたりましては、介護保険運営協議会で審議を行わなければならないというのが、法の中に規定がありますので、そういうことで議事1のように、しっかり事前にご審議をいただいて承認をしたうえで指定をしているというのが、これまで市内にある地域密着型事業所で行ってまいりました。しかしながら市外の場合につきましても、いろいろすぐに使わなければならないというような緊急的な部分があり、その部分につきましても、事後によらざるを得ないということがありました。法令では、事前に運営協議会の場で、承認をいただければならない、という文言がある以上、市内であろうが市外であろうが統一をしておかなければならないということで、今回、今後のことを考えまして、整理をさせていただこうということで、ご審議をいただいているという流れでございます。

○議長 私の方からちょっと説明させていただきますと、今矢作課長さんから説明ありましたように、法律事項で、1件でもこの協議会を開催して承認を得ないと利用できないわけですね。筋論から言えば、緊急でも何でもこのメンバー全員が集まってこの1件がよろしいですか。審議が終わって承認で解散と、またすぐ1件利用が出てきたと。これを全部やるかどうかというのは合理性の判断ですね。そうするとやはり、どうなのだろうか。事後承認というのは法律になじむ制度なのか、厳密に言うとなじまないと思うのですよね。法律でやらねばならぬんですから、それを便宜上、開くのが大変なのでまとめて事後承認という形をとっていただけですね。だから今回これを整理しておこうと、緊急事態の場合に限り、会長・副会長に相談してあとは報告にしよう、ということですね。ですから、一応事務的に整理はされて、前よりは前進なのかなと。

杓子定規に言えば1件ずつ1週間後にも会議ありますから、集まってくださいと。これもちょっと皆さんが出席するのは大変ですね。でもそれでもやらなければおかしと思うのであれば、議論のための議論になってしまうと思うのですよね。一件一件審査しているので事務局がしっかりと間違いないと思うので、緊急なものだけ、そういうものについては例外として取り扱おうと、そういう取り決めですね。そういう趣旨だそう。宮澤さんよろしいですか。

○宮澤委員 はい。それは(1)の方の③のことですね。緊急やむを得ないと。これは私も理解します。私言っているのは(2)の方の介護予防支援業務委託契約、こちらの関係です。事業予定者としておかなければならない理由は何なのでしょうかっていう。

○議長 (2)の介護予防支援業務の方ですね。

○宮澤委員 議事3の(2)の①と②現状と案というところ。要は、今までそれこそ事後承認で行っていたけれども、今度は事業予定者として事前承認を取るのだと、事業予定者としてですよ。だけれども事業予定者としてしておくには、それが適正なのかどうかという判断基準というのが、要はそこではないわけですね。でも事業予定者として承認をくださいねというよりも、何か今までの方が承認行為としてはいいのかな。適切なのかなという

ふうに、変える理由がよくわからないってことです。

○議長 事務局、説明いかがですか。

○土屋課長 はい、高齢者福祉課の土屋と申します。ただいま、いただいたご質問について、お答えいたします。介護予防支援業務につきましては、宮澤委員さんおっしゃられたように、今までは事後承認という形でやらせていただいております。先ほどの介護保険課長からの説明もございましたが、今回整理をさせていただいて、先に、協議をさせていただいてそのうえで契約を結ぶという形が本来の姿だとは思いますが、やはり緊急性、すぐにサービスを使いたいけれども、一度こういった形でお集まりいただいて承認をいただいているという流れが、ご本人、サービス使いたい方にとって、すぐに利用できないというようなことにもなってしまいますことから、事後承認という形をとらせていただいております。

来年度のことににつきましては、今回その承認をいただくということで、来年、今利用されている事業所と契約をさせていただいている事業所につきましても、引き続き利用者の方がサービスを利用するという限りは、ケアプラン作成等で、契約をさせていただく予定にはなろうかと思っております。来年、契約をする予定であるだろうという事業所について、先に承認をいただしておくことで、スムーズにその契約ができるようになることから、ここで、整理をさせていただきたく、年度の最後の運営協議会で承認をいただきたいということで今回議題に上げさせていただきました。

○議長 よろしいですか。同じ質問ですか。どうぞ

○廣瀬委員 要するに、手間がかかってしまうので、運営協議会を開いてからやったのでは利用者さんに不便があると、それは利用者さんにとって最善と考えてよろしいのですか。

○議長 はい、事務局お願いします。

○土屋課長 はい。今、廣瀬委員さんおっしゃるように、最善と考えております。また、ただいま介護予防、要支援の方等について、包括支援センターでは委託をしているのですが、その利用されている方が例えば介護になった場合、やはり事業所が変わってしまうとかっていうこともございますので、支援の時に事業所をお願いしていた方は引き続きその介護になっても、同じ事業所で継続していただくというメリットもあると、こちらのほうではご説明させていただきたいと思っております。

○議長 はい。ありがとうございます。それでは議事、それに関連してですか。茨木委員さん。

○茨木委員 はい。今説明を聞いていてですね、例外っていうことも視野に入れないといけなかなと。つまり何かと言ったら、先ほどの説明ですとか、型にはまった利用者ではなくて、予想してなかった利用者が現れた場合には、こういう協議会を開いてからでは間に合わないのですよ。だから、先ほど宮澤委員さんがおっしゃったように、事後承諾っていうのはケースバイケースとして、その利用者の立場に立った場合には、大事なことであって、例えば先ほど説明ありましたように、DVの件なんかそうですね、行政側、情報が入ってこない場合もあるわけですよ。いきなり飛び込んできたときに、改まって協議会を開きましょうと。それじゃ利用者側の立場になってない。それは上から目線になってしまう。行政側の立場になってしまう。その枠にはめ込もうとする両者を、そういうあり方になってしまうのですよね。だから硬直性になってしまう。ということは、今後利用は減ってくる。

もう枠にはまっているわけなので、それをやっぱり崩すのがこの運営委員会ではないのですか。そして、サービスの充実に繋がっていくのですよ。そうでなくては引き締めているように、捉えられても仕方ないと思います。以上です。

○議長 それはご意見という形でよろしいですか。はい。ありがとうございます。その茨木委員さんはご意見ということで事務局の答弁は結構でございます。それでは、(3)についての議事は本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。ありがとうございました。それでは続きまして、議事4の令和4年度介護予防支援業務委託事業者について移ります。事務局の説明をお願いします。

○小森谷補佐 介護予防支援事業者の業務の予定の委託の関係でございます。恐れ入りますが、資料4をご覧くださいと存じます。

《資料4に基づき説明》

○議長 ただいま議事4について説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、宮澤委員さん。

○宮澤委員 これは、令和4年度の事業予定者として先に承認をくださいということなのでしょうけど。仮にですよ、承認後、まさにここに書いてありますけど、資格状況等を確認のうえ、契約を締結してまいりますと、では、承認後、確認をしたところ不備があったと。その場合は、この会への報告はどこでどういうふうにしようとしているのですか。だからこそ私は事後承認でもよろしいのではないかということをお願いしたかったのです。承認が不備だった。その場合はどうしますか。

○議長 承認後、何か不都合が生じた場合ですね、その扱いは例えば過去どんな事例があったのですか。ありましたか、そういうことは。承認したけれど、年が明けてみたら駄目だとか、そういうことがあったかどうか。それから、今後あった場合どうするか、その取り扱いをどうするかですよ。

○小森谷補佐 過去の状況につきましては、その契約を結ぶ段階でですね、不備があったとかそういう事業所はございませんでした。今後、事業所と契約を結ぶ際に、万が一その不備があって、契約ができないとか、そういう事態を確認ができた場合にはですね、また改めて、年度内の取り扱いと同様に、会長・副会長さんと相談させていただきながら、承認いただいているものなのですけども、例えば契約をしなかったなどの報告をさせていただければというふうに思っております。

○議長 そうすると過去は記憶の限りにおいてはなかったと。今後もしあったら、先ほどの3と同じように、会長・副課長に相談して次回の会で報告と、こういう形にしたいと、そういう形でよろしいですか。はい。ありがとうございました。それではこれにつきましてはですね、本協議会として承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 はい。ありがとうございます。

続きまして議事の看護小規模多機能型居宅介護の進捗状況についてに移ります。事務局の説明をお願いします。

○平川補佐 はい。看護小規模多機能型居宅介護の進捗状況についてでございます。

《資料5に基づき説明》

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま報告案件の1件目の説明がございました。

これについてのご質問、ご意見はございますでしょうか。はいどうぞ。

○茨木委員 ご報告ということですが、私初めてこの文言を見ましてですね、こんなものがあるのかと。まずこの字づらからおったら、病院との密着性というのは強いのかなあと。だから、単独ではできないだろうなというふうに思ったわけなのですね。医師、或いは看護師がついて、介護職員を起用しようとか、それによってもまたいろんなケースが出てくるので、ドクターがいないところでは無理なのかなあというふうに、ずっと今お聞きしたところなんですね。だからそういう関係性はどうかの、というのが1点。それから、サービスは、市民の方には多分伝わらないですよ、周知されてないと思います。こんなものがあるのかと。だから、その周知の仕方についてやっぱり工夫が必要かなあと。内容が内容だけに誰にでも該当するものではないので、そういう点も踏まえて、そのサービスを向上する上で、やっぱり行政の方で、工夫、改善をしていかないと、こういうものがありますというだけで、利用できないという状況が続くような気がします。箱物ができました、それを使ってくださいと言っても、誰が最終的に判定して、それを家族に理解を得て利用するのか。これはちょっとハードルが高いような気がしますね。個人的な意見です。以上です。

○議長 はい。貴重なご意見ありがとうございました。今のご意見を踏まえて、事務局においてもですね、市民にわかりやすくこの事業を進めていただくようお願いしたいと思います。よろしく願います。これについてのご質問はよろしいですか。はい。

それでは次の2件目の報告案件に移りたいと思います。次はですね、令和4年度介護保険特別会計の予算案ですね、予算案の概要についてに移ります。説明をお願いします。

○平川補佐 はい、それでは令和4年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明させていただきます。

《資料6に基づき説明》

○議長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の予算の説明でございます。これについてのご質問あるいは意見等ございますでしょうか。はい、茨木委員さん。

○茨木委員 ちょっと素朴な質問で申し訳ないのですが、介護保険料というのが収入から引かれるようになっていると思うんですけど、その介護保険料を払っていて、そういうサービスを受けるとなるとまたお金を出すと。何かおかしいかと市民からするとね。介護保険料をちゃんと月々支払っているのに、そういう施設を利用するとしたら、お金がかかりますよと。ふざけんなというのが、普通は思うと思うのですよね。ところが、医療費の場合は3割負担とか2割負担とかでなんか定着している部分もあるのですが、なかなか介護でそういう施設を利用するときに、支払ったのにまた支払うっておかしいなあという疑問が晴れませんので、晴れるような、何かこう、いいことを書いていただけるとありがたいなと。それで思ったのは、「私たちの介護保険」の3ページと4ページに行く前に、もう一つ段階を踏んで4ページに行っていたら、なじむ資料になってくるのかなと思いま

した。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。何か答弁を求めますか。感想でも。矢作課長さん何かあります。保険料を払っているのにまた利用料を払うのも大変だと、何か感想で結構ですから矢作課長の。

○矢作課長 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。介護保険制度はもう20年以上も経つ制度でございます。40歳以上の皆さんが被保険者となり保険料を納めまして、それで皆さんでこの制度を支えるというようなことになっております。保険料のお支払いをいたしましても、将来的にサービスをご利用にならない方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、万が一に備えておくことは大切かと存じます。実際にサービスを利用するときに、もし保険料をお支払いしていただいていない場合には、給付制限や支給停止等々になることもございます。やはり、皆さんで支え合っていく制度、さらに持続可能なものにしていくために必要な制度ということで、説明にはなっていないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 はい。矢作課長さんありがとうございました。よろしいですか。非常に苦慮しているみたいですが、20年経ちましたが。はいありがとうございます。他にご質問ご意見等は、宮澤委員さん。

○宮澤委員 はい。参考までにちょっとお聞きしたいのですが、歳出の方の1款総務費、1項総務管理費の中で、増減の主な理由として、会計年度任用職員の給与費、約400万減をしておりますが、単純に200万それは2人分、介護ニーズが高まっている中で、任用職員を、何人いるのかわかりませんが、単純に2人ぐらいだろうと思うのですが、これを減員しているのですけども、介護の需要が高まっている中で2人減ということは、それで職員数はどうなのでしょうかね。事務的には、こなすことが可能なかどうか。要するに、その被保険者の人数も増えているわけですよ。効率化なんかするのですか。それちょっと参考までにお聞きしたいので、

○議長 資料の歳出歳入どっちですか。

○宮澤委員 歳出の1款の総務費のところ、1款の総務費の増減の主な理由、会計年度任用職員給与費が400万円減で、だけど、一方では、介護需要というのは高まっているじゃないですか、人数も増えているじゃないですか。だけど任用職員といえども2人、2人分かわかりませんが、200万とすれば2人分だろうと。だからその辺を減員するっていうことは他に何か効率化するのですか。

○議長 この約400万の減の理由、なぜ減ったのかと。

○宮澤委員 そういことです。この流れは逆行しているのではないかと思うのです。私は増えるのならわかるのだけれど。

○議長 増えるならわかるけれど何で減るのかと。これについて何か説明があればどうぞ。

○矢作課長 はい。ご質問いただいた内容でございますが、人数としましては特に増減はございません。調査勤務日数が変更になった部分がございます、その分を委託業務というような形にしています。やはり今後の認定調査員の状況を踏まえまして、いろいろなあり方を考えるうえで、日数のほうを変更いたしまして、その分、業務委託で実施することによ

るものでございます。ただ、認定調査自体に影響が及ぶことはございませんので、よろしくお願いたします。

○議長 はい。それではサービスが減ではないということですね。一部委託業務にすることから、たまたま直営部分の任用、給与費が減ったと、こういうことでよろしいですか。

○矢作課長 はい。

○議長 ということだそうです。はい。本田委員さんどうぞ。

○本田委員 本田です。よろしくお願いたします。支出歳出とあと、先ほど高田様がお話された資料2の方も含めてなんですけれども、基本的に介護予防支援の業務委託契約というのは、これやはり費用がかかるものですので、「予防支援業務委託しなくていいです」というふうに利用者の方が希望できるものなのか、つまり前提といたしまして先ほどの土屋様がおっしゃったように、ケアマネジャーは1人の方が、もしくは事業者は1ヶ所の方が高齢者にとっていいだろうという前提のもとに何かお話がなされているかと思うのですけれども。

高齢者の家族を見ているものですから、例えば要介護1が出ました、で、次に要支援に少し軽くなりました。そうなったときに、居宅のケアマネジャーさんの方から、「私の方がいいですよ」と、「軽くなったのだけれども、慣れてる私の方がいいですよ」と言われたときに、否定しづらいと思うのですよね。

でも、私のおそらく母親や父親は、軽度になったら、その要支援の包括のケアマネジャーさんにみていただいた方がベストだと、思うような人間だと思うのです。その際、基本線として、要介護が要支援になったときに、基本は包括なので、包括でみて差し上げますよと。だけれども要介護の今見てらっしゃるケアマネジャーさんの方がいいですかというような、その流れになるのか、それとも、もう前提として、今のケアマネジャーさんが見るから、業務委託ですよというのが前提なのか、そこを教えていただければと思います。

○議長 具体的事例を挙げてのご質問ですけども、答えられますか。答弁大丈夫ですか。はい、お願いたします。

○小森谷補佐 まず、委託の関係ですけども、こちらの方は前のケアマネジャーさんの絡みがあるからというわけではなく、もちろんご利用者様のご意向を伺いながらですね、委託がいいのか、直営がいいのか、こちらの方に直営でもケアマネジャーがおりますので、直営でケアプランをつくったほうがいいのか、委託で、ケアプランをつくったほうがいいか、そちらはご利用者様とか家族とかのご意向を確認しながら進めておりますので、それが皆様のご意向に沿った形で対応させていただいているということでございます。あと、委託料の関係なんですけども委託料の方につきましては、介護報酬の単価をベースに委託料を設定しているものでございまして、先ほどもちょっと、お話をさせていただいたのですけれども、初めて関わらせていただく時には、初回加算というので3,126円と月ごとにケアプランを作成した報酬の対価として4,563円、これは直営の包括でつくっても、委託へ出しても同じ額の介護報酬で設定しておりますので、金額的には変わりません。あと、ケアプランの作成の場合は、ご利用者様の負担というのはございませんので、全部10割が公費という形になります。以上でございます。

- 議長 はい、ありがとうございました。本田委員さんよろしいですか。
- 本田委員 はい。
- 議長 ありがとうございました。はい、茨木委員さんどうぞ。
- 茨木委員 歳出のですね、総務管理費の増減の主な理由ってということで、介護保険システム賃貸料、これ、来年度は業者を変える予定っていうのはありますか。
- 議長 1点ですか質問は。はい。業者の委託先が変更するのかどうか、その辺わかりましたら。
- 矢作課長 こちらの介護保険システムでございますが、本年の2月から、システムは新たに更改となりましたが、引き続き、これまで円滑に稼働していただいたシステムの業者を選定しているところでございます。
- 議長 はいありがとうございました。はいどうぞ茨木委員さん。
- 茨木委員 変わらないってことですよ。というのは、いま新聞でもそうなんのですけど、ITの業者が行政の方に入って行って、リース料その他含めて高止まりになっているのですね。その原因としては、職員の中でITに詳しい職員がいないと。お任せしちゃうってところがあると、業者を変えようとする、前に利用していた業者の方が使えないような、そういうITの設備投資をしたので、新しく入ってこようとしてもできないような、そういう仕組みがどこの市町村でもあると。だから、抱え込みっていうのは結果的にはそうなっちゃって、リース料も下げられないと。新しい業者が入っていけないような仕組みを、逆に市のほうも作っちゃっているっていうことが問題になっているので、介護保険課さんのほうでも、やっぱITに詳しい職員が導入されない限りは、多分この業者ずっと変わらないでしょう、と思いますので、検討してください。
- 議長 介護についてのシステムが高止まりではないかという、これ福祉だけでなく役所全般なんですよ。ということで、ここにせっかく副部長さんが見えになっているから、副部長さんから、市全体の電算システムがどうなっているのか、高止まりしていないのか、見直しをしているか感想で結構ですから、一言お願いします。
- 副部長 はい、会長からご指名でございましたので、私のこれまでの経験と、ちょっと感想も含めて申し上げます。まず、こういったシステム関係は、基本的には耐用年数がございまして、5年に一度見直すこととなります。システムはそのままで、機器等については新しい機器に更新するということがまず行われます。実際には何年か使っていきますと、一つのそのシステム業者、ベンダーさんと呼んでおりますけれども、なかなか使い勝手が悪くなったりとかですね、また新しいベンダーさんからいろいろ提案をしていただく、そういったことがございます。最近ですと、大体10年ぐらいを目安にですね、プロポーザルといいまして、幾つかの業者さんにシステム提案をしていただいて、採点をして、システムを入れ替えているというのがここ10年位の通例でございます。先ほどの介護のシステムにつきましても、実際に市役所の中のシステムは幾つもございます中で、実際に、ただ単純に従前の業者さんをそのまま無条件で更新をしているわけではございませんで、その前にはこちらで仕様書を作ります。その際には、私どもの組織の中でもですね、情報推進課というシステムを専門に取り扱う部門がございまして、システムを入れ替える際は必ずそ

ちらの課に意見を聞くという流れができていますので、全くの素人が、業者さんに発注をかけているというわけではなく、幾つかのセクションでいろんな目で見ても、こういった設計で行おうと事務が進んでいるというところでございます。よろしいでしょうか。

○議長 はい。ありがとうございました。久喜市においてはそういうことは一切ないと、こういう感想をご答弁でございました。ありがとうございました。

○矢作課長 はい。すみません、先ほどの説明を訂正させていただきたいと思います。システムにつきましては副部長からもお話がございましたが、介護保険システムについては、平成27年にプロポーザル方式で業者を選定しており、特に5年、6年経過をしましても、円滑に稼働しており、また、市独自の制度の内容も導入しておりますことから、引き続き、同じ業者のシステムを利用することになったところでございます。しかしながら、機器につきましては耐用年数がございまして、機器の賃貸借につきましては、指名競争入札を行いまして、対応をさせていただいているというところでございます。

○議長 はい、ありがとうございました。それでは、議事報告の議事録は報告事項でございます。以上をもちまして、質疑を終わりたいと思います。それでは、議事はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会 はい、ありがとうございました。続きまして次第4のその他でございます。事務局よりお知らせをさせていただきます。

○事務局 はい。来年度の会議についてお知らせがございます。資料7をご覧ください。来年度の第1回目の会議は、令和4年5月20日金曜日、保健センターの大会議室にて予定しております。来年度は全部で4回の会議を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○司会 もう1点、お知らせをさせていただきたいと存じます。お配りしたパンフレット「私たちの介護保険」の3ページの右上をご覧ください。3ページの右上のところにQRコードがついている部分でございます。こちらは、本日ご出席をいただいております介護保険事業者の皆様にも大変ご協力をいただいているところでございますが、久喜市では昨年の12月から久喜市医療介護地域情報検索システム、通称けあプロ navi くきの運用を開始しております。こちらでは受けたい介護サービスやサービス種別等による事業所の検索、施設の空き情報、介護事業所の職員やボランティア募集の検索も可能となっております。広報くき1月号の裏表紙にも、掲載されております。ぜひ一度ご活用をさせていただきたいと存じます。

それでは、本日予定しておりました議事につきまして、すべて終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりごあいさつをさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○高田委員 質問なのですが、今後の日程なのですが、時間は従来どおり1時15分なのですか、それとも変更がありますか。

○司会 今のところ、13時15分とさせていただきます。それでは改めまして、木伏副会長よりごあいさつをさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○副会長 《木伏副会長 挨拶》

○司会 はい、ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第3回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年3月18日

議 長 _____ 秋元 政信 _____

議事録署名人 _____ 小室 理津子 _____

議事録署名人 _____ 本田 雪子 _____